

国指定史跡及び国指定名勝の指定について

1 史跡「伊予遍路道」

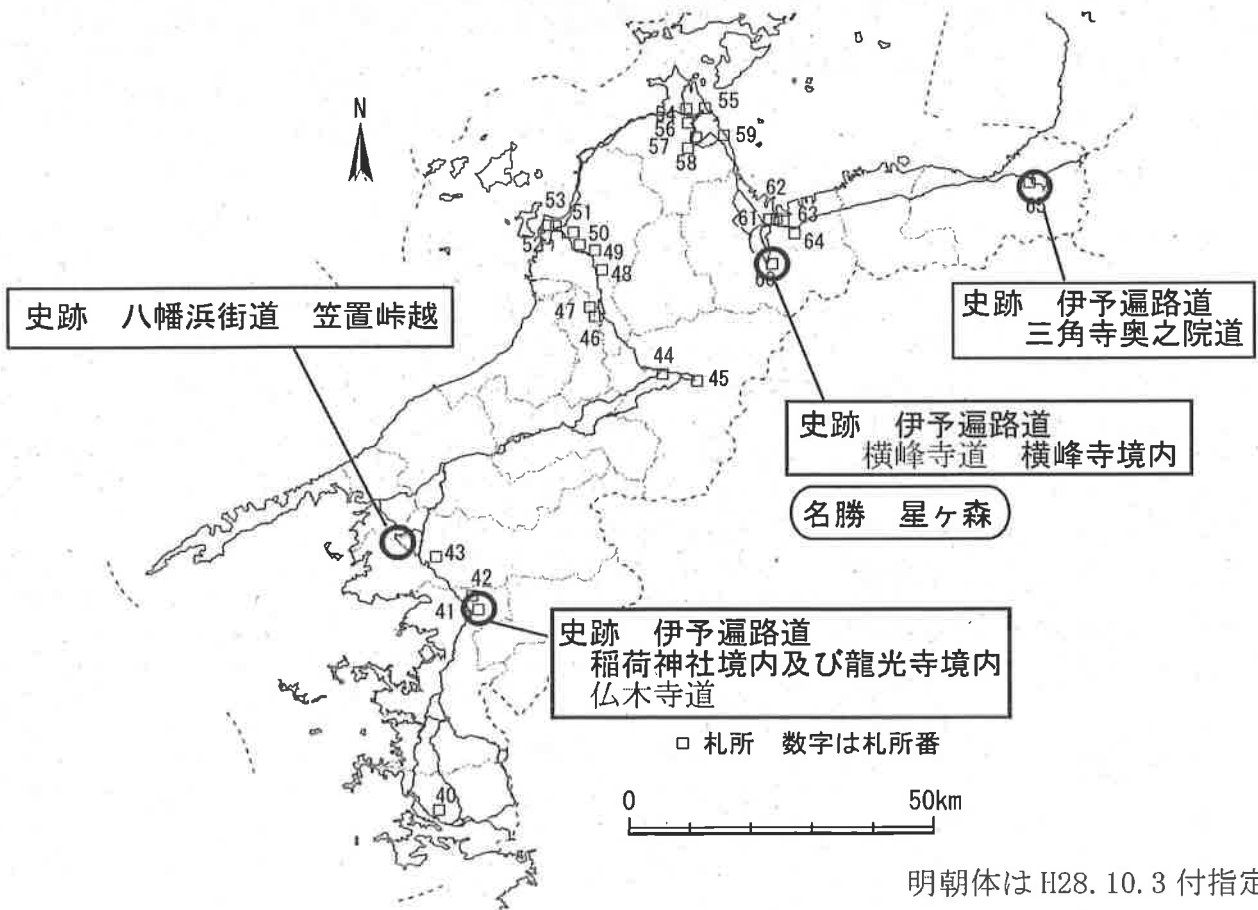
<u>稲荷神社境内及び龍光寺境内</u>	宇和島市	27,494.53 m ²	
<u>仏木寺道</u>	宇和島市	46.43 m ²	27m
<u>横峰寺道</u>	西条市	702.74 m ²	396m
<u>横峰寺境内</u>	西条市	216,949.13 m ²	
<u>三角寺奥之院道</u>	四国中央市	7,302.80 m ²	3,800m
計		252,495.63 m ²	4,223m
_____追加指定の名称		_____	H28/10/3 指定を今回拡充（距離延長）

2 史跡「八幡浜街道笠置峠越」

八幡浜街道笠置峠越	八幡浜市	3,223.97 m ²	1,100m
	西予市	1,199.84 m ²	500m
計		4,423.81 m ²	1,600m

3 名勝「星ヶ森」（横峰寺石鎚山遥拝所）

星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）	西条市	1,767.68 m ²	
----------------	-----	-------------------------	--



史跡「伊予遍路道」

遍路道は空海（諡号は弘法大師）ゆかりの寺社を巡る全長 1,400 kmにも及ぶ霊場巡拝の道である。

伊予遍路道は延長 500 km以上あり、四国のなかで距離が一番長い。主要街道と重複するため、近代以降改変された箇所が多いが、今回指定を行う箇所のようになお旧状をとどめている箇所がある。

第 41 番札所龍光寺（江戸時代には稲荷社が札所）と第 60 番札所横峰寺の各境内と、第 65 番札所三角寺の奥之院までの遺存状況が良好な約 3.8 kmの道を追加指定し、名称が変更される。

◇稲荷神社境内及び龍光寺境内 〔宇和島市三間町字戸雁〕

第 41 番札所龍光寺は、江戸時代までの神仏習合の面影を色濃く伝えており、明治時代の神仏分離までは稲荷社が札所であった。

稲荷神社本殿等は 18 世紀後半の建築とされ、隣接する旧観音堂（現廣田神社）も、18 世紀初頭とされており、江戸時代中期には稲荷社としての今日に続く景観が成立していた。

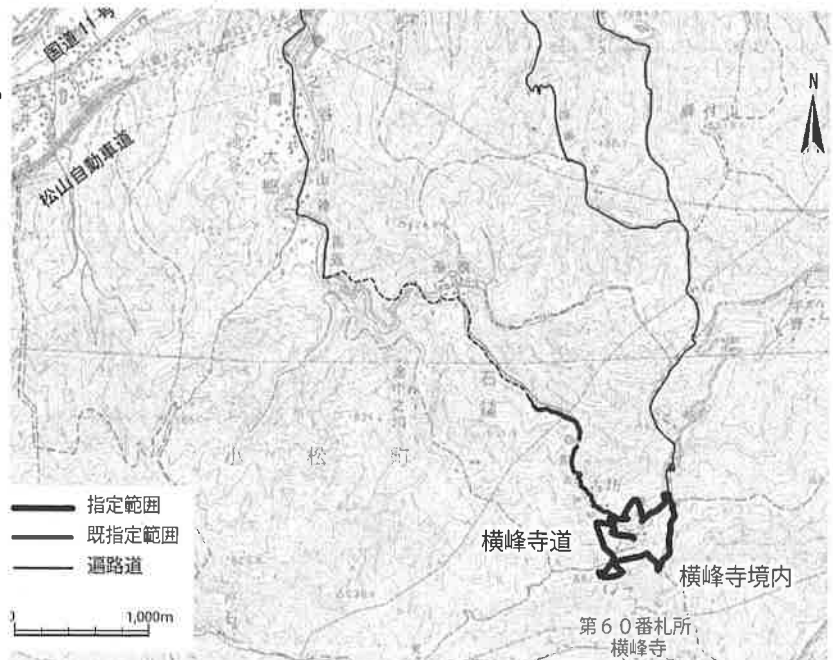


◇横峰寺境内 〔西条市小松町石鎚〕

第 60 番札所横峰寺は、石鎚信仰にも係る霊場である。

創立時期に関する史料は欠くが、寺が所蔵する県指定有形文化財「金銅蔵王権現御正体」が平安時代末期頃の製作と推定されることから、その頃までに石鎚信仰の霊場として成立していた可能性が高い。

明治時代の廃仏毀釈により廃寺となり、明治末年に現在地に復興された。



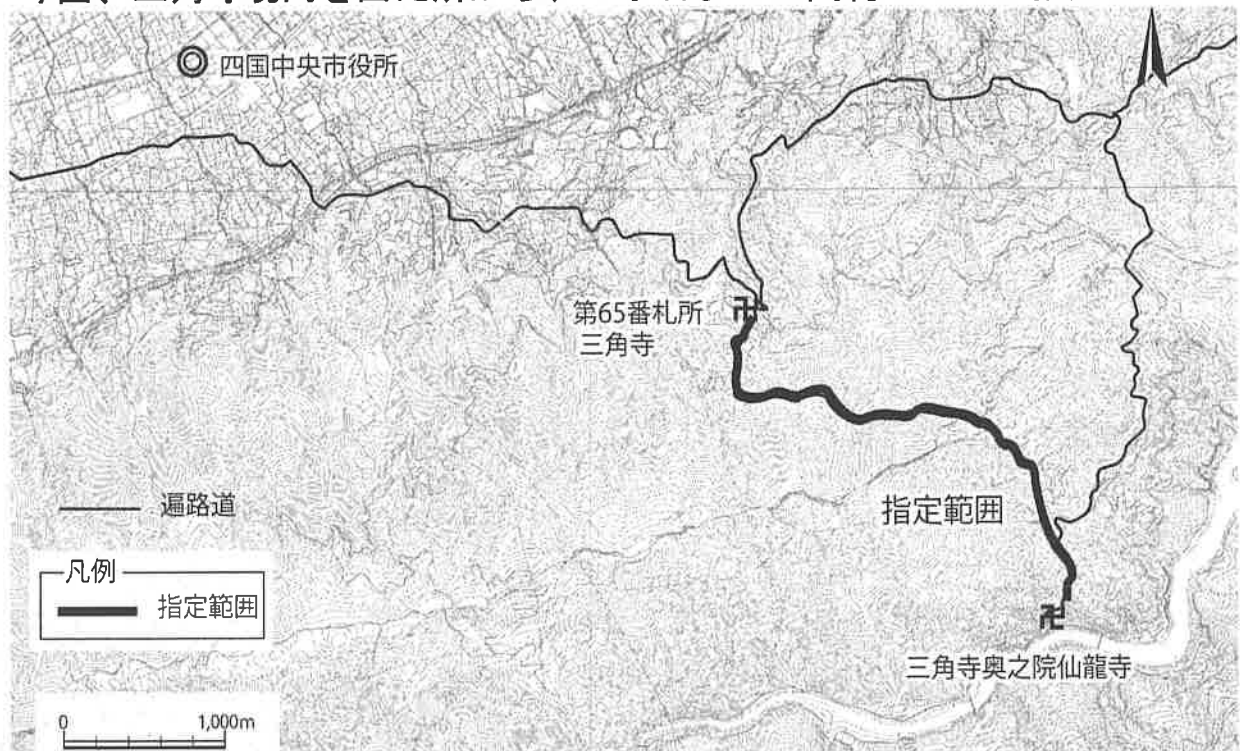
◇三角寺奥之院道

〔四国中央市金田町～新宮町馬立〕

第 65 番札所三角寺から三角寺奥之院仙龍寺を経て第 66 番札所雲辺寺へと向かう道の一部である。

貞享 4〔1687〕年の『四国遍路道指南』等では、三角寺には大師堂がなく、奥之院本堂が三角寺の大師堂と見なされていたため、三角寺で本尊十一面観世音菩薩に詣り、次いで奥之院仙龍寺で弘法大師に参拝したと記される。

今回、三角寺境内を出た所から、4丁石までの間約 3.8km が指定される。



史跡「八幡浜街道笠置峠越」

〔西予市宇和町岩木～八幡浜市釜倉〕

西予市宇和町卯之町と八幡浜を繋ぐ八幡浜街道の一部で、笠置峠（標高 397m）を越える道。室町時代から峠を越えての交流があり、江戸時代には宇和島藩主が参勤交代に利用した。

峠の地藏尊（寛政 6 年〔1794〕造立）の台座には、「あげいし」（第 43 番札所明石寺）への道程



が追刻されており、道端に残る遍路墓の存在からも、九州方面からの巡礼者と四国遍路を結ぶ道としても機能していた。

道筋は林道によって改変されている箇所があるものの、西予市側約 0.5 km、八幡浜市側約 1.1 km の区間に、道幅 1～2 m 程の地道が良好に遺存する箇所があり、参勤交代の道として、また、九州方面からの巡礼者と四国遍路を結ぶ道として、遺存状況の良好な箇所が指定される。

名勝 「星ヶ森」(横峰寺石鎚山遥拝所)

星ヶ森は、第 60 番札所横峰寺境内の南西端の稜線鞍部(標高 820m)に所在し、同寺院の奥の院に相当する。

石積みによって平場を造成し、鉄の鳥居や弘法大師坐像を安置する石龕を配する。

貞享 4〔1687〕年の『四国遍路道指南』に記載があり、遅くとも江戸時代前期に鉄の鳥居が設けられていたことが知られる。

霊峰石鎚山を北側から遥拝するための江戸時代以来の名所であり、信仰に関連する優れた風致景観を觀賞する場として重要と評価された。

